

総合医療サポート・女性疾病入院特約にご加入されているお客さまについて

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

「総合医療サポート」にご加入されており、「総合医療サポート」の基本型にて、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）が原因で入院給付金を受けられている方かつ医師によるコロナの診断日が妊娠・分娩・産褥期間中であつた場合、女性疾病入院保険金がお支払いできる可能性がございますので以下のとおりご案内いたします。お手順をおかけしますが、ご確認をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 保険金お支払いについて

- ・妊娠、分娩、産褥期間中にコロナと診断され入院した場合、あるいは保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養された場合（みなし入院）、総合医療サポートに付加されている女性疾病入院特約（以下、女性特約）から保険金をお支払いできる可能性があります。

約款記載の「対象となる女性疾病の分類コード」にある

「妊娠、分娩（べん）および産褥（じょく）の合併症」の「21. その他の産科的病態、他に分類されないもの」

を適用し、「女性疾病の治療を目的として入院されたとき」に該当するものとし「女性疾病入院保険金」をお支払いできる可能性があります。

2. コロナによるみなし入院と保険金お支払い対象について

	医師によりコロナと診断された日		
	2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
みなし入院の対象となる方	全員の方	4類型の方（※1）	対象外
女性特約の保険金お支払い対象 となる可能性がある方	コロナと診断された日 が妊娠・分娩・産褥期間 中だった方	コロナと診断された日 が妊娠期間中だった方 （4類型の方）※1	お支払い対象外

※1 4類型の方とは、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方、**妊婦の方**となります。

3. 保険金のご請求および「My HER-SYS療養証明（画面）」について

- ・ご請求の際は、妊娠・分娩・産褥期間中にコロナと診断されたことが分かる書類等（母子手帳の写しなど）が必要です
- ・「みなし入院」による請求手続時の必要書類として「My HER-SYS療養証明（画面）」のご提出を推奨していますが、分類変更に伴い、今後「My HER-SYS」が利用できなくなる可能性がございますので、早めの請求手続をお願いいたします。

なお、「My HER-SYS」の利用期限については各自治体の担当窓口へご照会ください。

以 上

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 南九州公法人営業推進部

担 当 本田・菊川・今田

（TEL） 0120-25-7754

（祝日を除く）月～金曜日
9:00～17:00

— 明治安田生命グループで提供する「総合医療サポート」について —

生保商品と損保商品を組合せ、保障範囲を広くカバーしております。

生保・損保	保障（補償）対象となる給付金・保険金	支払事由
生保商品 （基本型）	死亡・高度障害保険金	・ 死亡・高度障害状態のとき
	入院給付金	・ 疾病または傷害による治療を目的として継続して所定日以上入院されたとき
	三大疾病入院給付金	・ 三大疾病による治療を目的として継続して所定日以上入院されたとき
	集中治療給付金	・ 不慮の事故による傷害や疾病で所定の集中治療室（ＩＣＵ）管理を受けられたとき
	手術給付金	・ 不慮の事故による傷害や疾病で所定の 88 種類の手術を受けられたとき ・ 不慮の事故による傷害や疾病で、入院を伴う、所定の 88 種類以外の公的医療保険制度対象の所定の手術を受けられたとき
	手術療養給付金	・ 給付倍率 40 倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して 30 日以上入院されたとき

+

損保商品 （上乘せ型）	三大疾病手術特約	・ 三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	糖尿病・高血圧入院・手術特約	・ 糖尿病 ・ 高血圧性疾患の治療を目的として入院されたとき ・ 糖尿病 ・ 高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	腎臓病・肝臓病入院・手術特約	・ 腎臓病 ・ 肝臓病の治療を目的として入院されたとき ・ 腎臓病 ・ 肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	女性疾病入院・手術特約	・ <u>女性疾病の治療を目的として入院されたとき</u> ・ 女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき ・ 特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けられたとき
	介護特約・親介護特約	・ 本人・配偶者または被保険者の親が、公的介護保険制度に基づく要介護 2 以上の認定を受けた場合など、所定の要介護状態になられたとき

女性疾病入院特約にご加入の方が、妊娠、分娩、産褥期間中に医師による新型コロナウイルス感染症と診断され、入院した場合、あるいは保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養された場合（みなし入院）、保険金がお支払いできる可能性がございます。

※詳細は本文内の「2. コロナによるみなし入院と保険金お支払い対象について」をご参照ください。

